

呉市立昭和中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

令和6年8月31日改訂

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義等

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し、いじめの積極的な認知につなげる。

また、いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃したり、見過ごしたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組む。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の下、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し、ささいな変化に気付くこと、また、指導や介入の機会を逸することなく、継続して一緒に取り組む姿勢でいることが大切である。

学校は、常にこの基本的な考え方に立ち返り、一人一人の尊厳の大切さを心に据える。

(1) いじめ問題への認識

ア いじめは人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

イ いじめは全ての生徒に関わる問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許されない行為であるという認識の下、毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう指導する。
- ウ いじめの問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や望ましい集団づくり等を進めることにより、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を身に付けられるよう指導する。

(3) いじめの問題への組織的な対応

教育相談や見守り、保護者連携等により、児童生徒の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。また、児童生徒や保護者が、それ以上の対応を望まない場合も、継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、「困った、助けて」と言える雰囲気を作成するとともに、「困った」をしっかり受け止めることができるよう、「もしもし相談電話」「24時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口に係るリーフレットやカードを配付したり掲示したりして、周知する。

(4) 学校、家庭及び地域の連携

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

学校では、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心に、学校関係者、P T A及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり、教職員は平素からいじめを把握した場合の対応の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等に関する措置を組織的実行的に行うため、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を校内運営組織に位置付ける。

5 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置

(1) 目的

教職員、生徒、保護者、地域住民等によるプロジェクトチームを設置し、年間を通して、いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。

いじめ防止年間活動計画の中に、具体的な取組を明記する。

(2) 構成員

- ア 教職員（校長、教頭、生徒指導主事）
- イ 生徒（生徒会代表）
- ウ 保護者（P T A会長、P T A役員）
- エ 地域住民（民生委員）

(3) 取組内容

- ア 小中合同いじめ撲滅決起集会、いじめ撲滅宣言文の作成、母校への挨拶ボランティア 等
- イ 保護者によるいじめ相談窓口の設置、学校・学年通信による「いじめ相談窓口」や学校の取組等の広報

- ウ 「いじめ撲滅プロジェクトチーム会議」を学期に1回以上設定
- エ 「いじめ撲滅プロジェクトチーム研究大会」への参加
- オ その他いじめの防止等に必要な取組

6 いじめ防止等に係る具体的な取組

次の事項について、いじめ撲滅プロジェクトチームと連携を図りながら、取組を推進する。

(1) 教職員の取組

- ア いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- イ いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- ウ いじめ防止等に係る関係機関連携
- エ いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成
- オ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童生徒及び保護者への啓発・広報
- カ いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- キ いじめが発生した場合の対応マニュアルの作成（別紙1）
- ク 重大な事態が発生した場合の緊急対応チームの編成及び対応マニュアルの作成（別紙2）
- ケ 必要に応じた心理士等外部専門家の招聘

(2) いじめ撲滅キャンペーン（年間2回実施）

- ア 目的
生徒一人一人が生徒会を中心に自主的な活動を通していじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは絶対に許さないという心を育む。
- イ 期間
いじめ撲滅強化月間6月中旬～7月中旬、10月初旬～11月中旬
- ウ 取組内容（例）
 - (ア) 生徒会が中心となり、いじめ撲滅のための取組の話し合い、全生徒参加による活動（あいさつ運動、標語、悩み相談箱設置 等）
 - (イ) 「いじめゼロ」の幟旗を立て、挨拶運動やいじめ撲滅の呼びかけ
 - (ウ) 「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目で道徳参観日を実施、懇談会での保護者啓発（学校における道徳教育や本時の授業、いじめ撲滅キャンペーンの取組の説明 等）
 - (エ) 学校・学年便り等によるいじめ撲滅キャンペーンの取組紹介、いじめ問題について家庭で考える契機とする
 - (オ) PTA等との連携・協力による挨拶運動や声かけ
 - (カ) いじめ撲滅プロジェクトチームの参画によるいじめ撲滅の気運の高揚

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、行った側が軽く考える一方で、受けた側が深く傷ついているなど、意識に大きなギャップがあるのが特徴である。いじめを早期に発見するには、受けた側の傷つきにできるだけ早くかつ敏感に気付く必要があり、「傷つき＝心身の苦痛」を尺度として持つことを意識すべきである。

また、いじめられている児童生徒を守るために、計画的なアンケート調査（学期に1回以上、児童生徒及び保護者を対象）や個別面談を行うとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの対応

- ア 関係生徒からの迅速な事情聴取、事実関係の確認
- イ いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒には毅然とした態度での指導
- ウ 傍観者の立場にいる生徒に対してもいじめているのと同様であることの指導
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹

底して守り通すという観点から、呉市教育委員会と連携し、所管警察署に通報、援助の要請
オ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組を伝える
とともに、家庭での様子や友達関係等についての情報を集め、指導に生かす。
カ 指導後も継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
キ 状況に応じて心理や福祉の専門家等、外部専門家の協力要請

7 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、速やかに「緊急対応チーム」を編成し、事態に対応するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 重大事態の意味

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、緊急対応チームにおいて重大事態と判断した場合は、呉市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ① 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ② 緊急対応チームの編成
（例：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任）
- ③ 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ④ P T A役員との連携
- ⑤ 関係生徒への対応
- ⑥ 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ② 全校生徒保護者への対応
- ③ マスコミへの対応（窓口の一本化）

ウ 再発防止への取組

- ① 教育委員会との連携のもと、関係機関との連携
- ② 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ③ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- ④ 改善策の実施

8 検証と実施計画等の見直し

ア いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて、各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

イ いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主事に報告

校長、教頭に報告

いじめ対応チームの招集（管理職、生徒指導主事、養護教諭、関係担任等）

【対応の方針の決定・役割分担】

1 情報の整理

- ・いじめの態様、加害者、被害者、関係者、周囲の生徒の特徴

2 対応方針

- ・緊急度の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度を確認）
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

3 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

関係機関との連携

- ・呉市教育委員会
- ・呉警察署
- ・子育て支援課
- ・心理や福祉の専門家等

【当該生徒への事実確認】

- 1 被害生徒からの聴取
- 2 周囲の生徒からの聴取
- 3 加害生徒からの聴取

事実の究明と支援・指導

【事情聴取の際の留意事項】

- ・当該生徒等への事情聴取は複数教員で行い、場所や時間に配慮
- ・生徒が安心して話せる人や場所に配慮
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う

いじめ対応チームで協議

- ・確認した内容を報告し、全体像を把握
- ・被害生徒及び加害生徒への対応協議
- ・学級指導の内容協議

家庭訪問（被害生徒）
事実報告、加害生徒への指導内容説明
学校と連携した支援

全教職員で情報の共有

来校（加害生徒）
事実報告、指導内容説明
学校と連携した指導

謝罪の場の設定

全教職員で今後のいじめの対応についての共通理解

各学級での指導

経過観察

いじめ撲滅プロジェクトチーム会議での連携

- ※ 関係生徒への面談の記録（担任）
- ※ 事案内容、対応の記録（生徒指導主事）

